

<参考>令和3年種馬鈴しょ生産管理基準におけるほ場選定の取扱い

種いもの 仕向先		更新用（自市町村）		更新用（道内他市町村）		移出用 （道外）		
		発生地域(※3)	未発生地域	発生地域(※3)	未発生地域			
原種ほ	未発生地域(※1)		○	○	○	○	○	
	発生地域	原則	×	×	×	×	×	
		例外(※2)	G r	○	○	△ 次の要件を全て満たすもの ①他市町村からの依頼がある ②隔離ほ場に設置する ③必要最小限の面積とする	×	×
			G p	○	×	×	×	×
	未発生地域(※1)		○	○	○	○	○	
採種ほ	発生地域	原則	×	×	×	×	×	
		例外(※2)	G r	○	○	△ 次の要件を全て満たすもの ①他市町村からの依頼がある ②必要最小限の面積とする	△ 次の要件を全て満たすもの ①他市町村からの依頼がある ②必要最小限の面積とする	×
			G p	○	×	△ 次の要件を全て満たすもの ①他市町村からの依頼がある ②品種はG p 抵抗性品種とする ③最小限の面積とする	×	×
	未発生地域(※1)		○	○	○	○	○	

※1 未発生地域であっても、発生地域が広範囲に及ぶ市町村、発生ほ場に近接している場合には、ほ場の選定に留意する。

※2 未発生地域内でのほ場の設置が困難で、植物防疫官による土壌検診が実施されており、営農機械洗浄などのまん延防止対策が講じられている場合に例外を認める。

※3 G p 発生地域からの仕向け先は、G p 発生地域に限るものとする。